

特定非営利活動法人 ペット災害危機管理士会

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会（以下「当法人」という）におけるコンプライアンスについての事項を定める。

(会員と当法人の関係)

第2条 会員は、自己の業務活動等に際し、その内容について当法人が関与し責任をもつような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務活動等は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ会員以外の一般者や相談者に対してもその旨を伝えなければならない。

2 会員は、業務活動等において、当法人の活動内容について事実と反する表示・表現または誤解を生じさせる恐れのある表示・表現をしてはならない。

(法令、規程等の遵守)

第3条 会員は、法令やルールおよびその精神を尊重し、これを遵守しなければならない。

2 会員は、本規程その他の当法人が定める規程・規則を誠実に遵守しなければならない。

(基本的な心構え)

第4条 会員は、常に会員以外の一般者や相談者の立場を尊重し、顧客満足を心がけるとともに、信頼される法人の会員にふさわしい専門性の高い知識を提供しなければならない。

(守秘義務)

第5条 会員は、業務活動等において知り得たすべての情報（公表されているものを除く）を機密として扱い、第三者に漏洩してはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 当法人におけるコンプライアンスにかかる取組みの検討・審議等を行うため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、理事及び監事をもって組織する。

(委員会の調査)

第8条 委員会は、会員が本規程その他の当法人が定める規程・規則を遵守していない恐れがあると認めるときは、直ちにその事実を調査しなければならない。

2 委員会は、上記の調査に基づき会員に対し必要な処分をすることができる。ただし、会員に弁明の機会を与えなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和4年6月1日より実施する。